

一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会スポーツ指導員派遣要領

(目的)

第1条 地域へスポーツ指導者の派遣を行うことにより、障がい者スポーツ実践の場を創出し、また障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者スポーツの理解を図り、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(派遣対象)

第2条 派遣対象とする団体等は、原則として県内に居住する県民で構成する団体で、障がい者スポーツの振興に寄与する活動及び障がい者に対するスポーツ指導とする。ただし次に事項に該当する団体等は除く。

- (1) 学校体育及び部活動の指導に係るもの
- (2) 団体（企業）等の正規の部活動の指導に係るもの
- (3) 参加人数が4名未満の指導に係るもの

(指導者派遣依頼)

第3条 派遣申請を行う団体等は、スポーツ指導者派遣依頼書（様式第1号）により、原則派遣を希望する前月10日までに鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア（以下、「センター」という。）に提出しその承認を受けるものとする。

(指導者の派遣料)

第4条 無料とする。ただし、スポーツ用品の輸送等で経費が発生する場合は、申請をした団体等が負担するものとする。

(指導時間)

第5条 指導の時間は2時間を超えない範囲で行うものとする。ただし、協会が必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣回数制限)

第6条 派遣回数は、1団体年間6回までとする。

(報告書の提出)

第7条 派遣を受けた団体等は、原則その派遣が終了した日から5日以内に、スポーツ指導者派遣報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

(傷害等の責任)

第8条 団体等は、その活動中における傷害等について、自らの責任においてこれを処理するものとし、協会はその責任を負わないものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。